

第 43 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 9 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 9 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 概要
5-(1)	第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題〔仮訳〕
5-(2)	第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
6-(1)	第 31 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題〔仮訳〕
6-(2)	第 31 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
7-(1)	第 42 回食品添加物部会 (CCFA) 議題〔仮訳〕
7-(2)	第 42 回食品添加物部会 (CCFA) 概要
8-(1)	第 26 回一般原則部会 (CCGP) 議題〔仮訳〕
8-(2)	第 26 回一般原則部会 (CCGP) 概要
9-(1)	第 42 回残留農薬部会 (CCPR) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 42 回残留農薬部会 (CCPR) 概要
10-(1)	第 4 回汚染物質部会 (CCCF) 議題〔仮訳〕
10-(2)	第 4 回汚染物質部会 (CCCF) 概要
11-(1)	第 38 回食品表示部会 (CCFL) 議題〔仮訳〕
12-(1)	第 33 回コーデックス総会(CAC) 仮議題〔仮訳〕【作成中】
12-(2)	第 33 回コーデックス総会(CAC) 主な検討課題 【作成中】
13-(1)	第 19 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 仮議題〔仮訳〕
13-(2)	第 19 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 主な検討課題

第 43 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 22 年 6 月 23 日（水）

14:00 ~ 16:00

場所：霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219 ~ 1221 号室

議 事 次 第

議題

最近開催されたコーデックス各部会で検討された議題について

- ・ 第 9 回乳・乳製品部会
- ・ 第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会
- ・ 第 31 回分析・サンプリング法部会
- ・ 第 42 回食品添加物部会
- ・ 第 26 回一般原則部会
- ・ 第 42 回残留農薬部会
- ・ 第 4 回汚染物質部会
- ・ 第 38 回食品表示部会

今後開催されるコーデックス各部会で検討される議題について

- ・ 第 33 回総会
- ・ 第 19 回食品残留動物用医薬品部会

その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財)食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農・技術センター 農産物商品開発室 室長
たかや 高谷	さとし 幸	(社)日本食品衛生協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財)日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 事務局長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 43 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 22 年 6 月 23 日 (水) 14:00 ~ 16:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219 ~ 1221 号室

事務局等

事務局等

(控え)
説明者

説明者

(司会)

(厚労)
日下室長

(農水)
山田調査官

(消費者庁)
相本課長

柴田 委員

細野 委員

門間 委員

山浦 委員

和田 委員

高谷 委員

鬼武 委員

神田 委員

春見
委員

田中
委員

平川
委員

岩田
委員

入口

報道関係者

傍聴 (60 名)

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 9 回乳・乳製品部会

日時：2010 年 2 月 1 日（月）～ 5 日（金）

場所：オークランド（ニュージーランド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会並びに特別部会からの付託事項
3	発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案
4	プロセスチーズの規格原案に関する物理的作業部会のレポート
5	乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大使用量
6	その他の事項及び今後の作業
a)	乳・乳製品の分析法及びサンプリング法に関する IDF/ISO 作業部会報告
b)	乳・乳製品規格における食品添加物規定の不整合
c)	乳・乳製品輸出証明書様式と公的証明書一般様式との整合性
8	次回会合の日程及び開催地
9	レポートの採択

標記会合に先立ち、2010 年 1 月 31 日（日）に「発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案に関する物理的作業部会」が開催された。

第9回乳・乳製品部会(CCMMP)概要

1．開催日及び開催場所

2010年2月1日(月)～2月5日(金)

オークランド(ニュージーランド)

2．参加国及び国際機関

34加盟国、1加盟機関(EC)、5国際機関が参加、参加者総数は135名

3．我が国からの出席者

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 専門官 川島有子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 係長 出口晴之

テクニカルアドバイザー

国際酪農連盟日本国内委員会 小出薫

国際酪農連盟日本国内委員会 菅沼修

日本食品衛生協会 久間嘉晴

日本食品衛生協会 川端史郎

4．主要議題の概要

議題3 発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案

前日に開催された物理的作業部会の結果について報告され、発酵乳飲料中の発酵乳の最低含量を中心に議論が進められた。

発酵乳含量 50 %を支持する意見が5カ国(ドイツ、オーストリア、コスタリカ、スイス及びウルグアイ)から出されたが、物理的作業部会において各国からの意見を集約した上で決定されたこと等を踏まえ、発酵乳飲料中の発酵乳の最低含量は40 %とされた。また、EUからの提案を受け、原料に用いた水及び発酵乳含量についてはそれぞれ表示を行うこととされた。

以上の修正を行った上で、最終採択のため、本年7月の第33回総会に諮ることが合意された。

議題4 プロセスチーズの規格原案に関する物理的作業部会のレポート

昨年1月に開催された物理的作業部会の議長国フランスより、規格原案の策定に至らなかった旨、及びその内容について説明された。また、第62回執行委員会から、本作業について、今次会合において合意に至らなかった場合には中止するよう勧告されていることも踏まえ、本作業を中止することで合意された。なお、既にあったプロセスチーズ規格については、規格自体が古く使用されていないことから、廃止することが合

意された。規格の廃止についてインドのみ留保した。

議題 5 乳・乳製品規格におけるアナト－抽出物の最大使用量

個別のチーズ規格のノルビキシンのアナト－抽出物の最大使用量は 25 mg/kg とされている。一方、チーズの一般規格においては、ノルビキシンのアナト－抽出物の最大使用量が 50 mg/kg とされていることから、整合性を図るために個別のチーズ規格における最大使用量も 50 mg/kg に変えるべきではないかとの意見が出されたが、技術的正当性が示されなかったことから現行の最大使用量をそれぞれ維持することで合意された。

議題 6 その他の事項及び今後の作業

(a) 乳・乳製品の分析法及びサンプリング法に関する IDF/ISO 作業部会報告

IDF/ISO 作業部会において作成された、各乳・乳製品規格の分析・サンプリング法の改定リストについて確認を行い、併せて AOAC 法をリストに追加することについて議論が行われた。その結果、IDF/ISO 法と同等なものとして AOAC 法を追加することが了承された。更新された乳・乳製品の分析・サンプリング方法のリストは、分析・サンプリング法部会(CCMAS)での承認を経て第 33 回総会に採択を諮ることが合意された。なお、CCMAS から意見を求められていたナタマイシンの試験法については、HPLC 法及び分子吸収スペクトル法のタイプがそれぞれタイプ II 及びタイプ III に更新された。

(b) 乳・乳製品規格における食品添加物規定の不整合

本会合中に開催された物理的作業部会の報告書を基に議論が進められた。

乳・乳製品の個別規格と「食品添加物に関するコーデックス一般規格(GSFA)」及び食品添加物分類との整合性が図られた。主な事項は以下のとおり。

- ・硝酸塩については、チェダー及びダンボーにおける最大使用量をその他のチーズに合わせて 35 mg/kg (硝酸イオンとして) とされた。
- ・クエン酸類、リン酸類等のグループとして使用が認められている食品添加物については変更されなかった。

修正された添加物のリストは、食品添加物部会(CCFA)での承認を経て、第 33 回総会に採択を諮ることで合意された。

(c) 乳・乳製品輸出証明書様式と公的証明書一般様式との整合性

IDF が作成した案を基に公的証明書一般様式との整合性について議論された。

可能な限り一般様式と整合を図ったものの、乳・乳製品に係る特性を考慮した結果、乳・乳製品輸出証明書様式は修正の上維持することとされた。また、食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）が将来一般様式を改正する際には、乳・乳製品部会において様式を維持した理由について留意するように勧告し、その結果、一般証明書様式に乳・乳製品に係る特性が十分に反映された場合には、乳・乳製品輸出証明書様式の廃止について検討されうるとした。

議論の結果、修正された乳・乳製品輸出証明書様式について第 33 回総会に最終採択を諮ることが合意された。

議題 7 次回の開催予定

乳・乳製品部会は作業が終了したことから、新たな作業の実施を要求されるまで、本部会を休会とすることを第 33 回総会に対し提案することで合意した。

なお、休会された場合、乳・乳製品に係る食品添加物については、CCFA が引き続き作業を行うことになる。

(参考)

乳・乳製品部会（CCMMP）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
発酵乳飲料規定に関する発酵乳規格の修正原案	8	・ 第 33 回総会
プロセスチーズ規格原案	中止	・ 第 33 回総会
乳・乳製品の分析法及びサンプリング法に関する IDF/ISO 作業部会報告		・ 第 31 回 CCMAS で承認済 ・ 第 33 回総会
乳・乳製品規格における食品添加物規定の不整合		・ 第 42 回 CCFA で承認済 ・ 第 33 回総会
乳・乳製品輸出証明書様式と公的証明書一般様式との整合性		・ 第 33 回総会

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2010 年 3 月 1 日 (月) ~ 3 月 5 日 (金)

場所 : サーフアーズパラダイス (豪州)

議 題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会及び特別部会からの付託事項
3 .	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4 .	海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)
5 .	国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)
6 .	その他の事項及び今後の作業
7 .	次回会合の日程及び開催地
8 .	報告書の採択

第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2010 年 3 月 1 日 (月) ～3 月 5 日 (金)

場所：サーファーズパラダイス (豪州)

2. 参加国及び国際機関

66 カ国、1 加盟機関 (EU)、5 国際機関 (参加者総数 160 名)

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局表示・規格課長	小川 良介
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室輸出国査察専門官	近藤 卓也
監視安全課輸出食品安全対策官	東良 俊孝
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課課長補佐	池田真理子
同課 SPS 協定係長	際本 玲子
表示・規格課課長補佐	渡辺 裕子
動物衛生課国際衛生専門官	葛西 桃子
テクニカルアドバイザー	
日本食品衛生協会	高谷 幸

4. 主要議題の概要

議題 4 海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案 (提案国：豪州) (ステップ 4)

- 輸出国の食品に関する検査・認証システムを輸入国が評価する手順に関する原則及びガイドラインを検討しているもの。
- 2009 年 7 月に開催された作業部会 (豪州が議長) が作成した原案に必要な修正を行い、本原案をステップ 5/8 に進めることで合意した。主な論点は以下の通り。
 - 原則 C において「多くの場合において、好ましい評価アプローチは監査である」との記載があったが、本文中に適切な評価ツールを選択するためのガイダンスが含まれていることから、当該原則からは「監査」への言及を削除。
 - 「検査」は、いくつかの場合において、輸出国の管理の効果を確認するために使用され得る評価ツールであると本文中に明記。

- 翻訳者や通訳の要否や使用言語等は二国間の合意に基づくべきであることから、翻訳者のコストは輸入国負担が基本との記載を削除。
- 輸出国から評価要請がある際に、輸入国は適時に応答する責任がある点を明確にするため新たなパラグラフを追加。
- 評価に当たって輸入国の「訪問」が必須ではないことを明確にするため、「訪問」に係る全てのパラグラフに「評価に訪問が含まれる際には」等の記載を追加。

議題5 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案（提案国：豪州）（ステップ4）

- これまで CCFICS で作成してきた事柄ごとのガイドライン等を包括する国内の食品管理システムの原則及びガイドラインを検討しているもの。
- 2009年7月に開催された作業部会（豪州が議長）の報告に続き、多くの国が本文書の重要性を表明したが、本部会は、本文書の作成は今後相当な作業を必要とすることを確認した。併せて、本文書の作成に関して以下の主要な意見が出された。
 - ① 本文書は国内食品管理システムについて共通理解を構築すべき
 - ② 本文書は独立文書とすべき
 - ③ F A Oガイドラインにならない構成要素として教育やコミュニケーションも考慮されるべき
- 本部会における議論は、ステップ3における各国コメントを反映又は併記して事務局が作成し会場配布した文書（CRD5）に基づいて進めることが合意され、主に下記の点について議論がなされた。
 - 本文書の構成は、序論、範囲、国内の食品管理システムの目的、国内の食品管理システムの原則、国内の食品管理システムの計画と実行のための枠組みに関する章を含むことで合意。
 - 本文書の焦点は、食品安全及び公正貿易の確保を図るためにフードチェーン全体を通じてあらゆる主体により担われる措置・行動のうち、特に各国の competent authority のガイダンスとすることで合意。
 - 本文書の原則には、「消費者保護の優先」が包括的な原則として位置づけられるとともに、上位原則として、「フードチェーン全体へのアプローチ」、「透明性」、「食品事業者の一義的責任」、「一貫性と公正性」、「リスク、科学、根拠に基づく意志決定」及び「複数当局間の協力調整」を含めることで合意。なお、文書の作成に当たっては、CCFICS の既存文書も考慮して原則の追加を更に検討。
 - 国内の食品管理システムの計画と実行のための枠組みには、competent authority が国内の食品管理システムを構築する際に考慮しなければな

らない要素を含むことで合意。

- 本部会の結論として、本原案を詳細に議論することはせずに、本原案をステップ2に戻して次回の部会で再度検討することで合意した。次回部会で検討する見直し原案を作成するため、2011年初頭に物理的作業部会（座長：豪州）を開催することを合意した。

(参考)

食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案	5/8	第33回CAC
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案	2/3	物理的作業部会 (議長国：豪州) 第19回CCFICS
公的証明書的一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスのための討議文書	-	米国

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2010 年 3 月 8 日 (月) ~ 3 月 12 日 (金)

場所 : ハンガリー ブダペスト

議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	バイオテクノロジー応用食品中の特定 DNA シークエンス及び特定タンパク質の検出、同定、定量に関する分析法の規準についてのガイドライン原案(ステップ 3)
4 .	測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案(ステップ 3)
5 .	コーデックス規格の分析法条項の承認
6 .	サンプリングの不確かさに関する指針
7 .	ナチュラルミネラルウォーターの分析法
8 .	分析法に関する国際機関間会合の報告
9 .	その他の事項及び今後の作業
10 .	次回会合の日程及び開催地
11 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2010 年 3 月 6 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催された。

第 31 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）概要

1．開催日及び開催場所

日時：2010年3月8日（月）～3月12日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

2．参加国及び国際機関

46 加盟国、1 加盟機関（EU）、15 国際機関が参加、参加総数は 162 名

3．我が国の出席者

農林水産省大臣官房審議官兼消費・安全局	山田 友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部	
企画情報課 国際食品室国際調整専門官	井関 法子
厚生労働省医薬食品局食品安全部	
監視安全課 健康影響対策専門官	大原 拓
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	浮穴 学宗
国立医薬品食品衛生研究所食品部 第三室長	渡邊 敬浩
テクニカルアドバイザー	
公立大学法人奈良県立医科大学地域健康医学講座 助教	佐伯 圭吾
国立医薬品食品衛生研究所 食品部長	松田 りえ子
日本食品衛生協会	井上 誠
日本食品衛生協会	杉本 敏明

4．主要議題の概要

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 3: バイオテクノロジー応用食品中の特定 DNA シークエンス及び特定タンパク質の検出、同定、定量に関する分析法の規準についてのガイドライン原案
アルゼンチン、ドイツ及び英国を議長とする電子作業部会で議論されてきた原案をもとに議論され、最終的に全体の合意が得られた。本ガイドライン案は ステップ 5/8 で採択するよう第 33 回総会に諮ることで合意された。

我が国は、全体的な議論及び会議期間中のワーキンググループに積極的に参画し、各種の提案を行いガイドライン案策定に貢献した。議論の詳細は以下の通り。

（1）スコープについて

特定 DNA シークエンス及び特定タンパク質の分析法は、モダンバイオテクノロジー応用食品（バイテク食品）だけに適用されるものでないこと等から、スコープに「foods derived from modern biotechnology」という文言を含まない「代替案」が適切であるとする国と、本ガイドラインは当初、バイオテクノロジー応用食品特別部会からの付託を受けて、バイテク食品の分析法のガイドラインとし

て作成が進められてきた経緯があり、前回会合でスコープの拡張は合意されたものの、バイテク食品を対象に含むことを明確化する観点から当該文言を含むべきとする国とで大きく意見が分かれた。

我が国は、スコープについては、前回の会議で膨大な時間を費やして合意が得られたものであることから、再度議論することは避け、本文の内容の議論に集中すべき旨を主張した。

議論の結果、「代替案」をベースに「foods derived from modern biotechnology」という文言を含める形に修正され、合意された。

(2) 本文について

我が国から、一般的な説明が多く結果として不必要に長い文書となっていることを指摘し、基本的に電子作業部会による原案の構成を採用しつつも、内容が重複する部分の削除などについて、我が国が提案した修正内容も含め議論が行われ、修正が加えられることとなった。

また、我が国は、利用者の利便性の観点から、別添に分散して記述されている分析法のクライテリア(数値目標)を分かりやすく1つにまとめ、表形式で本文中に挿入することの提案も行ったが、特に表現ぶりについて限られた会議時間での合意には至らず、表の挿入については最終的には見送られた。

(3) タイトルについて

「foods derived from modern biotechnology」という文言を含まないタイトルを支持する国と、バイテク食品を含むことを明示的に示した当該文言を含むタイトルを支持する国で大きく意見が分かれ議論が平行線となった。

議長から、タイトルが決まらないことでガイドラインの策定を延期することは利用者のためにならない旨の指摘があり、各国に対し妥協が求められ、最終的に、注釈で「foods derived from modern biotechnology」をカバーする以下の修正案により合意に至った。

修正タイトル：Draft Guidelines on Performance Criteria and Validation of Methods for Detection, Identification and Quantification of Specific DNA Sequences and Specific Proteins in Foods

* for applications such as food derived from modern biotechnology, food authentication, food speciation and other purposes

議題4：測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案

電子作業部会の議長の英国より、いくつかの国から測定の不確かさについてより詳細な説明が欲しいとの要望があったため、本原案では特に基準への適合判定の観点からより詳細な説明をしていること、基準値設定の際に考慮することが重要であること、また、以前の会合で合意されているとおりサンプリングの不確かさは含まないことの説明があった。

我が国からは、本改訂は現行のガイドライン(CAC/GL 54-2004)を適用する上で、各国の助けとなる必要な説明に絞るべきであり、本来の目的に反し新たな要求事項や行動規範を付加することは不適切であること、混乱を避ける観点からサ

ンプリングの不確かさについては本ガイドラインの改訂では検討すべきでないこと、紛争が生じる状況について測定の不確かさの観点から記述した内容については既にガイドライン（CAC/GL 70-2009）が存在するため本ガイドラインで説明は不要であること、試験所に ISO17025 の認証取得を求めることは他のコーデックスガイドラインとの整合からも過剰な要求であること等を指摘し、これらの修正提案が受け入れられた。

議論の結果、各国からの意見を踏まえた改訂原案についてステップ 5 に進めることで合意された。

議題 5：コーデックス規格の分析法条項の承認

チョウザメキャビアの規格、牛乳・乳製品の規格、プリザーブドトマトの規格、ココアパウダーの規格に関連し、更新を含め、70 以上の分析法が承認された。

また、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）から提出された食物繊維の分析法に関し、提案されている分析法の多くは本来 Type I とされるべきであるが、分析対象に重複があることから、現段階ではコーデックスで広く利用可能なよう Type IV とした上で、CCNFSDU に対し分析対象を正確に規定することを求め、結果を踏まえ検討することで合意した。

議題 6：サンプリングの不確かさに関する指針

討議文書を作成した電子作業部会の議長の英国より、本文書は、サンプリングの不確かさの取扱いに関連したいくつかの論点を明らかにするために作成したものであり、将来的に何らかのガイドラインや測定の不確かさ（議題 4）と同様の説明が必要と考えられること、特に、サンプリングの不確かさは測定の不確かさと同様にロットを受け入れるかどうか決める上で重要な問題であるが、一方で、多くの食品についてサンプリングの不確かさは非常に大きいため実際の管理措置の実行場面で考慮することは実際的ではないことから、今後どのように進めるか議論が必要である旨説明があった。

部会としては、サンプリングの不確かさを新規作業とすることは、科学データ、情報をさらに収集して議論することが必要であり、現在の知見では時期尚早であるため、原案の討議文書を新規作業として進めないとの見解で合意された。

一方、問題の多くは適合評価（conformity assessment）のやり方に由来するものであり、サンプリングの不確かさ及び測定の不確かさを含めた適合性評価に関する原則を検討すべきとのニュージーランドの意見があった。また、ブラジルが懸念を表明している「分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン（CAC/GL 70-2009）」に関連し、当ガイドラインは紛争の原因に関し限定的な部分しか扱っていないことから、生産者にとってコーデックスの基準値に適合しているかについてどのように評価するか、一般的ガイダンスが必要との意見があった。

議論の結果、測定の不確かさ及びサンプリングの不確かさと適合性評価及び紛

争解決の手順を関連付けたガイドラインの検討を行うに当たっての新たな電子作業部会（ブラジルが議長、ニュージーランドが協力）を立ち上げ、次期会合に向け、生産物の分析に関する適合性評価と紛争解決についての討議文書を作成することとなった。

議題 7：ナチュラルミネラルウォーターの分析法

ナチュラルミネラルウォーターの規格に関し、各国から情報提供された重金属、表面活性物質、農薬、PCB、鉱油、多環芳香族炭化水素の分析法のリストを基に、本部会では、それぞれの物質の最大基準値と照らして分析法に要求される規準（クライテリア）を示すとともに、クライテリアに適合する分析法を提示する形式でまとめることで合意した。

(参考)

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品中の特定 DNA 配列及び特定タンパク質の検出、同定、定量のための分析法の性能規準及びバリデーションに関するガイドライン案	ステップ 5/8	第 33 回総会
個別規格及び規格案の分析法の承認		第 33 回総会
測定の不確かさに関するガイドライン修正案	ステップ 5	第 33 回総会 第 32 回 CCMAS
測定の不確かさ及びサンプリングの不確かさと適合性評価及び紛争解決の手順を関連付けたガイドラインの検討		第 32 回 CCMAS 電子作業部会 (ブラジル、ニュージーランド)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回食品添加物部会

日時 : 2010 年 3 月 15 日 (月) ~ 3 月 19 日 (金)

場所 : 北京 (中華人民共和国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 71 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)
	(a) GSFA の添加物条項の案及び原案
	(b) GSFA の添加物条項に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 6-9))
	(c) GSFA に掲載されるアルミニウム含有添加物の添加物条項の報告根拠に対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/10-FA)
	(d) GSFA の食品分類システムに対する意見及び情報 (回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 10-12))
	(e) GSFA の作業を促進するための刷新的な提案に関する討議文書
6.	加工助剤
	(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 (N14-2008)
	(b) 加工助剤一覧 (IPA): 更新リスト
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) INS の変更 / 追加の提案
	(b) INS への変更を提案する際に必要とされる正当性に関する原則の討議文書
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFA による評価のための食品添加物の優先評価リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (回付文書 CL 2008/26-FA への回答)
	(b) JECFA での再評価メカニズムに関する討議文書
10.	その他
	コーデックス個別食品規格の添加物条項の不整合に関する課題の特定と勧告に関する討議文書
11.	食用塩の規格 (CODEX STAN 150-1985)
12.	その他の事項及び今後の作業
13.	次回会合の日程及び開催地
14.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2010 年 3 月 13 日 (土) に「食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催された。

第 42 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2010 年 3 月 15 日 (月) ~ 19 日 (金)

場 所：北京 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

60 カ国、1 加盟機関 (EC)、24 国際機関 (参加者総数約 200 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	入江 芙美
国立医薬品食品衛生研究所添加物部 第一室長	佐藤 恭子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	星野 博満
内閣府食品安全委員会事務局評価課	竹口 敦子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官	吉尾 綾子
農林水産省消費・安全局表示・企画課 生産工程規格係長	矢口 晴美
国税庁課税部鑑定企画官室 鑑定企画官付	原 一広

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会	平川 忠
(社)日本食品衛生協会	林 新茂
(社)日本食品衛生協会	岡村 弘之

4. 議題の概要

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a) GSFA の添加物条項の案及び原案

部会直前に開催された物理的作業部会の勧告のうち、“採択を諮る条項”、“カロテン (INS 160a(i), (iii), e, f) 及び野菜由来のカロテン (INS 160a(ii)) の食品添加物条項原案/案への注釈 180 (「ベータカロテンとして」) の削除”、“作業を中止する条項”、“廃止する条項”、“追加情報を求める条項”について検討した。

このうち、食品分類 01.6.1 フレッシュチーズ、01.6.2 熟成チーズ及び 01.6.4 プロセスチーズのカaramel III の最大使用基準値 (ML) 案、01.6.1 のナイシンの ML 案、14.2.3 のぶどう酒のリン酸類の ML 案については、これらの食品分類への使用及びその技術的妥当性等について、各国に対し追加で情報を求めることとされた。

(b) GSFA の添加物条項に対する意見及び情報（回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 6-9)）

リグのスルホン酸カルシウム、エチルラウロイルアルギネート、ステビオール配糖体、亜硫酸塩類の ML 案(point 6)

- リグノスルホン酸カルシウム
各国から特に意見がなかったため、特に措置は行わないこととされた。
- アルギン酸エチルラウロイル、ステビオール配糖体、亜硫酸塩
いずれも電子作業部会（議長国：米国）においてCL 2009/7-FAへの回答及び物理的作業部会での意見を基に原案を作成することとなった。
なお、ステビオール配糖体については、ステビオールベースでML案を検討することとされた。亜硫酸塩については、新たな使用の提案は認めず、特に亜硫酸塩の曝露に寄与している食品分類について、MLを低くするよう注意することとされた。

注釈161（食品添加物の使用については、特にGSFAの前文のセクション3.2（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の適用範囲(point 7)

アルゼンチンは、SPS協定においては科学的根拠に基づいている場合のみ国際的な規格から外れることが許容されていること、注釈161の使用は食品規格の調和というコーデックスの目的に沿わず、貿易に不当な障壁を生じうるとの観点から、この注釈の使用は支持できないと主張し、パラグアイ、コスタリカ、ペルー等がこれを支持した。この他、注釈161はGSFAの前文のセクション3.2に合致しない可能性がある場合にのみ適用すべき、ある国や地域において摂取量超過の懸念から認可されていない食品添加物に対して適用するのは避けるべきといった意見があった。

議論の結果、電子作業部会(議長国：オランダ)において注釈161の使用のための規準等に関する討議文書を作成することとされた。

食品分類06.4.2(乾燥パスタ及び類似製品)におけるファストグリーンFCF(着色料)の使用(point 7)

作業の中止が合意された。

食品分類08.2(加工肉：ブロック等)及び08.3(加工肉：細切したもの)におけるエリスロシン(着色料)の使用の技術的妥当性

議題 9 (a)を参照。

(c) GSFA に掲載されるアルミニウム含有添加物の添加物条項の報告根拠に対する意見及び情報（回付文書 CL 2009/10-FA）

議論の経緯が事務局から説明されたのに続き、日本からはアルミニウム摂取量を全てのアルミニウム含有食品添加物について使用実態や技術的妥当性に関する情報を収集すべき旨を発言、他国からは GSFA の食品添加物条項はアルミニウムベースで記載すべきである、アルミニウムレーキについて検討すべきといった発言がなされた。

本件については、電子作業部会（議長国：ブラジル）において、これまでに提出された全てのコメント及び情報を再検討し、既に GSFA に掲載されている 5 つのアルミニウム含有添加物の ML 案を検討すること、さらに、GMP 又はアルミニウムベースでない ML 案については、次回会合において作業中止/廃止とすることが合意された。

(d) GSFA の食品分類システムに対する意見及び情報（回付文書 CL 2009/7-FA Part B (points 10-12)）

食品分類 16.0（複合食品：分類 01-15 に当てはまらない食品）の名称と解説（description）の改訂と本食品分類の具体例

この食品分類の必要性について結論は出ず、本分類の名称と解説の改定案及び本分類に当てはまる食品の例について次回会合で議論することとなった。

食品分類 08.1（生肉製品）及びその下位分類に含まれる食品への表面施用以外の目的での着色料の使用

本分類に含まれる食品について、表面施用以外の目的での使用には根拠がないとされた。

食品分類 05.1（ココア製品及びチョコレート製品）の改定の新規作業に係るプロジェクト文書に対するコメント

本作業の範囲が食品分類 5.1（ココア製品及びチョコレート製品）、5.2（菓子類）、5.4（デコレーション、トッピング、スイートソース）の改訂のみということを確認するための修正を加えた上、新規作業として第 33 回総会に諮ることで合意された。また、電子作業部会（議長国：米国）において、GSFA の食品添加物条項への影響を含めた改定案を検討することとされた。

(e) GSFA の作業を促進するための刷新的な提案に関する討議文書

食品添加物条項の検討方法、電子作業部会の活用、物理的作業部会の活用について議論された。

については、会合ごとに、次回会合でどの食品添加物を議論するかリスト

を作成することが望ましいとされ、 については、作業範囲の明確化とともに、コメントや情報を参加国間で共有することが推奨された。 については、議長から物理的作業部会を1日追加することが提案され、エジプト、EC、IDF等数多くの国がこれを支持した。議論の結果、物理的作業部会と電子作業部会及び部会との関係を明確にすること、物理的作業部会の時間を十分に確保し部会への具体的な勧告を策定すること、部会では未解決の問題にのみ議論を集中すべきとされた。さらに、主催国政府中国の同意が得られれば、次回会合の際には物理的作業部会を2日間に増やし、会期を8日間とすることが支持された。

議題6．加工助剤

(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 (N14-2008)

加工助剤一覧 (IPA) に関する記述について、EC等が、コーデックスで採択されていないIPAを参照先として記載することが適切なのかとの疑問を提示した。一方で、アメリカはIPAの有用性を指摘し、また、イラン等の発展途上国も、IPAは各国にとって有用な参照先となるとして更新作業の継続を支持した。議長から、加工助剤に関して、今後データベース化すること、及び本原案からはIPAに関する記述は削除することが提案された。

議論の結果、本原案については、文章の明確化を図るとともに、混乱を招く表現やIPAへの言及を削除する等の修正をした上でステップ5/8で第33回総会に最終採択を諮ることが合意された。

(b) 加工助剤一覧 (IPA): 更新リスト

IPAについては、今後データベース化することとされ、データベースの構造や内容及び掲載のための規準に関し、電子作業部会 (議長国: ニュージーランド) において討議文書を作成すること、データベースができるまで、IPAの更新作業はニュージーランドがボランティアに継続することとなった。さらに、IPAのオリジナル版 (CAC/MISC 3) については廃止するよう、第33回総会に勧告することが合意された。

議題7．食品添加物の国際番号システム (INS)

(a) INS への変更 / 追加の提案

乳化剤の機能欄に「濃度調整」を加える、食品添加物のINS名について統一的なルールに基づいた書き振りとする等の変更を加えたINS修正案について、第33回総会にステップ5/8での採択を諮ることが合意された。

さらに、INSへの変更/追加、カラメルIやカラメルIIなどに記載されている“腐食 (causin)”との加工工程の表現の適切性、サブカテゴリーを有するカテゴリーに技術目的を記載する必要性について、電子作業部会 (議長国:

フィンランド)において検討することが合意された。

(b)INS への変更を提案する際に必要とされる正当性に関する原則の討議文書

若干の修正を加えた上で、1. 新規添加物の掲載、2. INS 番号のサブクラス の付け方、3. 技術的目的の新規又は追加での掲載、4. INS リストに既存する 食品添加物の INS 名及び INS 番号の変更、5. INS リストからの食品添加物の 削除について考慮すべき事項等を規定した本原則について合意した。当該文書 は、部会に適用される原則であることから、その詳細については今次会合のレ ポート (ALINORM 10/33/12) に収載された。また、INS への変更 / 追加提案 のための様式についても微修正がなされた。

議題 8. 食品添加物の同一性及び純度に関する規格

JECFA 事務局から、第 71 回 JECFA において、16 の食品添加物の規格 (specification) が採択され、5 つの食品添加物の規格が仮採択されたこと、特に第 32 回総会において採択された INS 番号との整合を図るため、HP 上に掲 載されていた 12 の食品添加物の仕様書が修正されたことが報告された。

今次会合では、28 の食品添加物の規格について、ステップ 5/8 で第 33 回総会 に採択を図ることで合意された。

議題 9. JECFA による評価のための食品添加物の優先評価リスト

(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (CL2009/9-FA への 回答)

アルミニウム含有食品添加物、プルラン、プルラナーゼ、及び 134 の香料に ついて優先度を高くしたリストが合意された。

会期内作業部会では、アルミニウム含有食品添加物について、日本に加えて、 IFAC、IAI もデータ提出が可能であることを表明し High priority をつけること となった。

エリスロシン

会期内作業部会において、EU 及びベルギー、デンマークを含む欧州諸国 から、提案最大使用量 (Proposed ML) が食品に存在したと仮定した場合に は、少量の食品摂取でも ADI を超える懸念があるので、“possible intake” を評価すべきとの提案がなされたが、日本及びオーストラリアから、既存の 自国内の摂取量調査結果によれば、当該添加物の実際の使用量が少ないため、 摂取量は ADI と比べてかなり低いレベルであることが説明された。

JECFA 事務局は、JECFA は既に 1999 年に詳細かつ入念な摂取量調査を 行ったことを説明し、「懸念」があるからというだけで、ADI そのものを変 えうるような新たなデータがないまま再度同様の摂取量評価を行うことにつ

いては、リソースの有効利用の観点から疑問である旨の指摘をした。これを受け、ブラジル、アメリカ、スイス及びオーストラリアから、EUの懸念に対する検討は、JECFAの仕事ではなく、MLをどのレベルに設定するかというリスク管理の観点から部会で検討すべき事項であるとし、議題5(b)で議論すべき、とされた。

部会では、これら作業部会の議論を踏まえ、エリスロシンの全ての添加物条項について、電子作業部会(議長国:米国)において検討することとされ、その際、各国内における実際の使用及び使用量を情報提供することが強調された。

(b) JECFAでの再評価メカニズムに関する討議文書

新しいデータや科学的に確立されたリスクアセスメント方法に基づいたJECFAでの再評価システムの重要性が強調された。JECFAは、多くの再評価が各国の要請を基に行われていること、また、再評価のきっかけとなる規準がすでに策定されており、食品中の化学物質のリスクアセスメントの原則及び方法に関するガイダンスが更新され、発刊されることを指摘した。これらを基に、既存の評価及び国や地域機関からの情報を考慮した優先順位付けの手続きを含めた、再評価の提案に関する討議文書を、次回会合に向けJECFA事務局が作成することとされた。

議題10. その他

コーデックス個別食品規格の添加物条項の不整合に関する課題の特定と勧告に関する討議文書

5つの食肉規格とGSFAの食品分類8.2、8.3との食品添加物条項の不整合の問題と解決策の検討のため、試験的に電子作業部会(議長国:オーストラリア)を設置し、討議文書を作成することとされた。また、全てのコーデックス個別規格の食品添加物条項を更新し、CCFAに情報提供するよう事務局に求めることとされた。

議題11. 食用塩の規格(CODEX STAN 150-1985)に関する討議文書

添加物、汚染物質、衛生、分析・サンプリング方法のセクションについて修正する新規作業の承認を第33回総会に諮ることとされた。また、第33回総会において新規作業として承認された場合には、電子作業部会(議長国:スイス)において規格改訂原案を検討することとなった。

(参考)

食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	・第33回総会
加工助剤に関するガイドライン及び原則原案	5/8	・第33回総会
食品添加物国際番号システム（INS）の修正原案	5/8	・第33回総会
第71回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	・第33回総会
GSFA のアルミニウム含有食品添加物条項の改訂	3/6	・電子作業部会 [議長国：ブラジル]
アルギン酸エチルラウロイル、ステビオール配糖体、亜硫酸塩及びエリスロシンに関する勧告	3/6	・電子作業部会 [議長国：米国]
GSFA の食品添加物条項に関する追加情報	3/6	・第43回食品添加物部会
GSFA の食品分類（5.1、5.2 及び 5.4）の改訂原案	1,2,3	・電子作業部会 [議長国：米国]
食品添加物国際番号システム（INS）の修正	1,2,3	・電子作業部会 [議長国：フィンランド]
第73回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1,2,3	・第43回食品添加物部会
食用塩の規格（CODEX STAN 150-1985）の改訂原案	1,2,3	・電子作業部会 [議長国：スイス]
GSFA の食品分類 06.0、06.2 及び 06.2.1 の名称及び解説の修正	採択	・第33回総会
GSFA の注釈 180 の削除	採択	・第33回総会
GSFA のアスコルビン酸の修正	採択	・第33回総会
GSFA の注釈 130 及び 131 の修正	採択	・第33回総会
GSFA の注釈 136 の修正	採択	・第33回総会

CAC/GL 36-1989 のセクション 2 の修正	採択	・ 第 33 回総会
JECFA で評価する化合物の優先リスト	採択	・ 第 33 回総会
GSFA の食品添加物条項の一部	廃止	・ 第 33 回総会
加工助剤一覧 (IPA) (CAC/MISC 3)	廃止	・ 第 33 回総会
GSFA の食品添加物条項案及び原案の一部	作業中止	・ 第 33 回総会
GSFA の注釈 161 の使用に関する討議文書		・ 電子作業部会 [議長国：オランダ]
加工助剤のデータベースの設置に関する討議文書		・ 電子作業部会 [議長国：ニュージーランド]
JECFA による再評価のためのメカニズムに関する討議文書		・ JECFA 事務局
食肉の規格の食品添加物条項と GSFA との整合に関する討議文書		・ 電子作業部会 [議長国：オーストラリア]
IPA に関する情報		・ ニュージーランド
GSFA に関する情報		・ コーデックス事務局
個別食品規格の食品添加物条項に関する情報		・ コーデックス事務局

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 26 回一般原則部会

日時：2010 年 4 月 12 日（月）～4 月 16 日（金）

場所：パリ（フランス）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び他の部会から本部会に付託された事項
3	食品の国際貿易における倫理規範の改訂案（ステップ 7）
4	コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案
5	コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
6	“ competent authority ” の用語の定義
7	一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案
8	OIE とコーデックスの合同規格の策定についての討議文書
9	コーデックス会議の共同開催についての討議文書
10	文書の配布、報告書の長さ及び内容
11	手続きマニュアルの構成及び体裁
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地

第 26 回一般原則部会（CCGP）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2010年4月12日（月）～4月16日（金）

場所：パリ（フランス）

2. 参加国及び国際機関

81加盟国、1加盟機関（EU）、14国際機関 合計209人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省大臣官房参事官（医薬食品担当）	塚原 太郎
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際調整専門官	井関 法子
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課課長補佐	近藤 喜清

テクニカルアドバイザー

奈良県立医科大学 健康政策医学講座 教授	今村 知明
東京大学医学部附属病院企画情報運営部 准教授 企画経営部長	小池 創一

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題3 食品の国際貿易における倫理規範の改訂案（ステップ7）

本部会は、改訂案について次のような修正を加えて、第33回総会（2010年7月）での最終採択を諮ることで合意した。

- Article 1, Sections 3.2 (b)及び(e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
- Section 3.2 (f) : “shelf life”を“expiration date”に置き換えた。
- Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低要件(minimum requirements)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデッ

クス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“ multilateral agreements ”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。

なお、Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“ 代替粉乳のマーケティングに関する国際規範 ”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案した。しかし、特に開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であるとの意見が出され、本件が倫理的に重要であることが確認された結果、本項を修正しないことで合意した。

議題4 コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案

第25回部会において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題 (substantive issue) に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。このため、第32回総会において、本提案を各国に回付して意見を求め、今次会合で再度議論するよう決定されたものである。

今次会合では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、i) 提案文中にある“ justify ”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である、ii) 対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である、iii) コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国からも責務を有していることを考慮すべき、などの意見が出された。

我が国は、マレーシア提案についてその意図を確認する必要があるが、基本的に、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。

議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

議題5 コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、本部会は、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等について、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した。

日本を含め複数の国の意見は、本検討作業の本来の目的は、リスク分析の適用そのものの一貫性をみるためであり、コーデックス事務局が準備した文書に示されているような、項目の順番や様式など形式的な違いをみるためのものではないこと、リスク管理者とリスク評価者との相互関係の強化を図るべきものであること、各部会が科学的観点を考慮し作成した文書の形式については、柔軟性を有するべきであることなどを指摘した。

議論の結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。

また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意した。今後、各部会が同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行う。

議題6 “competent authority” の用語の定義

コーデックス文書において、定義無しに又は異なる定義を置いて用いられている“competent authority” との用語について、統一的な定義を作成することの利点などについて検討した。

2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること、一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意した。

議論の結果、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。

議題7 一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案

前回会合で「一般原則部会の付託事項」中の「受託(acceptance)」を含む文章全体

を削除することが合意されたが、第32回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出されたことから、再度、今次会合にて付託事項全体を検討することとなったもの。

インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGPの付託事項にその点を残しておく必要はないと指摘した。

議論の結果、より正確になるよう第一文に加筆し、各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し、受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除することで合意した。

経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。

議題8 OIE とコーデックスの合同規格の策定についての討議文書

前回会合で、OIE が提示した「動物生産に係る食品安全に関し、コーデックスとの協力関係は既に存在するが、より連携を強固にするために OIE /コーデックス合同規格を策定することを検討する提案」に対して、日本を含めた各国から、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格策定の手続きが全く異なることから、具体的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された結果、コーデックス事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格策定の可能性について討議文書を作成することとされたもの。しかし、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘された。最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。

議題9 コーデックス会議の共同開催についての討議文書

第32回総会及び第64回執行委員会で、コーデックス会議の共同開催は、必ずしも途上国の参加の増加を促していないが、一方で、開催国のキャパシティビルディングの観点からは有用であることが示され、コーデックス事務局が本件に関する討議文書を作成し、今次会合で議論することとされていたもの。

本会合は、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイド

ラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。

議題10 文書の配布、報告書の長さ及び内容

第32回総会において、コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布（全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成）及び 会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、今次会合で議論することとなっていたもの。

各国から、 会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要、 報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること、 音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうることなどの意見がだされた。

会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと我が国が提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨回答した。

議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意された。また、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

議題11 手続きマニュアルの構成及び体裁

手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。

議題12 その他の事項及び今後の作業

(1) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があると多くの国が指摘した。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする電子作業部会を設置し、 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果と リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述を含んだ討議文書を作成して、次回会合で議論することとなった。

(2) 経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める電子作業部会を設置し、個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案及び それに関連する規定案、さらに、各国が当該ステートメントを作成する際の様式案を作成して次回会合で議論することとなった。

議題 13 次回会合の日程及び開催地

第27回会合は、2年後の2012年に開催することで合意した。なお、マリから次回会合の共同開催国となる意志があることが表明された。

(参考)

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品の国際貿易における倫理規範の改訂	8	・ 各国政府 ・ 第 33 回総会
部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂	-	・ 各国政府 ・ 第 33 回総会
部会及び特別部会のホスト国向けガイドラインの改訂	-	・ 各国政府 ・ 第 33 回総会
「食品衛生部会に適用されるリスク分析の原則及び手続き」原案	-	・ 第 33 回総会
「個別食品規格の様式」中の食品添加物の項の修正案	-	・ 第 33 回総会
一般原則部会の付託事項（TOR）の修正	-	・ 各国政府 ・ 第 27 回 CCGP
コーデックスと OIE の合同規格	-	・ コーデックス事務局 ・ 各国政府 ・ 第 27 回 CCGP
ステップ8で保留されたコーデックス規格案	-	・ 電子作業部会 ・ 第 27 回 CCGP
経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式	-	・ 電子作業部会 ・ 第 27 回 CCGP
文書の配布、報告書の長さ及び内容	-	・ 各地域調整部会 ・ 第 27 回 CCGP

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回残留農薬部会

日時 : 2010 年 4 月 19 日 (月) ~ 4 月 24 日 (土)

場所 : 西安 (中国)

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) から生じた関心事項
(a)	2009 年 JMPR から的一般審議事項の報告
(b)	CCPR で生じた特定の懸案に対する 2009 年 JMPR の回答
5	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
6	食品及び動物用飼料のコーデックス分類
(a)	食品・飼料分類の改定案 (ステップ 7) : 鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)、ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)、食用キノコ類 (Edible Fungi)、柑橘類 (Citrus Fruits)、仁果類 (Pome Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds)
(b)	食品・飼料分類の改定案 (ステップ 7) : ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、仁果類 (Pome Fruits) 及び油糧種子 (Oilseeds) における未解決の問題
(c)	食品・飼料分類の改定原案 (ステップ 4) : その他の食品群
(d)	食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイダンス (Principles and Guidance) (ステップ 4)

7	残留農薬の分析法に関する検討事項
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改定原案（ステップ4）
(b)	一次加工食品の調理加工係数の評価のための K_{ow} （n-オクタノール・水分配係数）の使用に関する討議文書
8	ストックホルム条約に規定される残留性有機汚染物質（POPs）の外因性最大残留許容量（EMRL）及びコーデックス残留農薬部会の付託事項（TOR）に関する討議資料
9	OECD において開発中の MRL 評価の計算方法に関する討議資料
10	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改定
11	Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
12	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
13	その他の事項及び今後の作業 CODEX STAN 229-1993 及び Codex 規格第 2 巻の様々な箇所の農薬残留に関する参照の分析
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

標記会合と並行して、2010年4月20日（火）及び21日（水）に「分析法に関する作業部会」（議題7に関連）が開催された。

第 42 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2010 年 4 月 19 日 (月) ~ 4 月 24 日 (土)

場所：西安 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

51 加盟国、1 加盟機関 (EC)、7 国際機関 (参加者総数 190 名)

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長	朝倉 健司
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	猿田 紀子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	堀部 敦子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課企画調査係長	入江 真理
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	石川 清康
内閣府食品安全委員会事務局評価課	井川 諭

4. 主な審議結果

主要議題は以下のとおり。

議題 1：議題の採択

議題の審議順につき一部変更が加えられた上、採択された。

議題 2：報告者 (Rapporteurs) の選任

Ms. Kathy MONK (米国) 及び Mr. David LUNN (ニュージーランド) が選任された。

議題 3：Codex 総会及びその他の部会からの付託事項

第 32 回総会 (2009 年 7 月) 及び第 30 回 Codex 分析・サンプリング法部会 (2010 年 3 月) の結果が報告された。

議題 4 (a)：2009 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告

2009 年 JMPR における以下の一般検討事項が報告された。

農薬最大残留基準評価プロセスの透明性

家畜飼料に関する OECD ガイダンスドキュメント

スパイスの残留基準評価のためのデータ提供に関するガイダンス

食品及び飼料の農薬最大残留基準値評価のための農薬残留に関するデータの提出及び評価に関する FAO マニュアルのアップデート

について、プロセスの透明性を確保するため、Calculator を用いた結果を基準値として採択しなかった場合、報告書にその理由を付記することとなったことについて、各国が判断プロセスを理解しやすいとして、JMPR の貢献が評価される一方、まだ十分でないとの指摘があった。

議題 4 (b) : Codex 残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2009 年 JMPR の回答

議題 5 の議論の中で、必要に応じ報告されることとなった。

議題 5 : 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案の検討

35 農薬に係る残留基準の検討が行われた。結果以下のとおり。

○ 残留基準がステップ 8 に進められた農薬

Methomyl (94) Carbofuran (96) Carbosulfan (145) Boscalid (221)

○ 残留基準がステップ 5 / 8 に進められた農薬

Paraquat (057) Chlorpyrifos-Methyl (090) Cypermethrins (including alpha- and zeta-cypermethrin) (118)
Prochloraz (142) Benalaxyl (155) Buprofezin (173) Hexythiazox (176)
Haloxifop (194) Fenbuconazole (197) Methoxyfenozide (209) Indoxacarb (216)
Boscalid (221) Zoxamide (227) Prothioconazole (232) Fluopicolide (235)
Metaflumizone (236) Spirodiclofen (237)

○ 残留基準がステップ 5 に進められた農薬

Chlorpyrifos-Methyl (090) Haloxifop (194)
Fenbuconazole (197) Fluopicolide (235)

○ 既存残留基準の削除が提案された農薬

Carbaryl (008) Paraquat (057) Chlorpyrifos-Methyl (090)
Cypermethrins (including alpha- and zeta-cypermethrin) (118) Triadimefon (133)
Prochloraz (142) Benalaxyl (155) Triadimenol (168) Buprofezin (173)
Hexythiazox (176) Haloxifop (194) Fenbuconazole (197) Methoxyfenozide (209)
Indoxacarb (216) Boscalid (221) Zoxamide (227) Prothioconazole (232)

○ 残留基準のステップを進めなかった農薬

(ステップ7に維持)

Phorate (112)	Cypermethrins (including alpha- and zeta- cypermethrin) (118)	
Oxamyl (126)	Cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157)	Tebuconazole (189)
Fenpyroximate (193)	Esfenvalerate (204)	Metalaxyl-M (212)

(ステップ6に差し戻し)

Chlorpyrifos-methyl (090)	Triazophos (143)
---------------------------	------------------

○ 一部の食品の残留基準の検討を中止した農薬

Carbaryl (008)	Chlorpyrifos-Methyl (090)	Triadimefon (133)	Prochloraz (142)
Cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157)		Triadimenol (168)	Haloxyfop (194)
Methoxyfenozide (209)	Boscalid (221)		

議題6 (a) : 食品・飼料分類の改定案 : 鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)、ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables other than Cucurbits)、ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)、食用キノコ類 (Edible Fungi)、柑橘類 (Citrus Fruits)、仁果類 (Pome Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds)
新たな提案を盛り込んだ改定案について特段の問題なく承認された。

議題6 (b) : 食品・飼料分類の改定案 : ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables other than Cucurbits)、仁果類 (Pome Fruits) 及び油糧種子 (Oilseeds) における未解決の問題

Okra については、各国からサブグループ 12B (Peppers) に置くことで合意し、Pepper and Pepper-like commodities とグループの名前を修正することで合意された。同様に、12C (Eggplants→Eggplant and Eggplant-like commodities)、23a (Rape seed→Small Seed Oilseeds) のサブグループ名が合意された。

議題6 (c) : 食品・飼料分類の改定原案 : その他の食品群

Herbs 及び Spices にオーストラリア、タイから追加の意見が出され、これらについては Square bracket [] を付し、次回会合にて議論することで合意された。

我が国から、柑橘の皮について、単独でスパイスとして流通していることから、新しい Subgroup を設けるよう再検討を要請し、結果、28H として新たなサブグループを設けることとし、これについても Square bracket [] を付し、次回会合にて議論することで合意された。

なお、新たな提案の作成に向け、電子作業部会を再度置くことで合意された。

米国より、Classification については、来年提案を予定している Tropical Fruits で Fruits の作業が終了することから、各国の利便性を図るため、新たな概念として”Commodity Type”を設け、Fruits 群については、Step 8 で Finalize してはどうかとの提案がなされ、特段の意見なく了承された。

議題 6 (d) : 食品群への農薬最大残留基準の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイダンス

電子作業部会の議長である米国より、概要が報告された後、今後更に Representative Commodity を選んでいく旨の提案がなされたが、我が国より、昨年同様、まず「原則及びガイダンス」を合意した上で、各国がこの「原則及びガイダンス」に従い代表作物を検討した上でその結果を CCPR に持ち込み、各国の合意がみられるものについて、CCPR における代表作物とするべきとの提案を行ったところ、オーストラリア及び中国の支持を得た。特にオーストラリアからは、今回「原則及びガイダンス」の付属文書 (Addendum) に記載された Bulb Vegetable 及び Fruiting Vegetable other than Cucurbits については、あくまでも例示であり、この結果が即 Codex の代表作物となり得るものでない旨の見解が示された。

結果、今次会合では「原則及びガイダンス」の本体部分 (Addendum の前まで) について議論し、Table 1 を更に改訂するため Square bracket [] を付し、次回会合にて議論することとして本体部分について Step 5 で合意され、同時に JMPR の意見を聞くこととなった。なお、Addendum については Step 2 として次回以降検討されることとなっている。

議題 7 : 残留農薬の分析法に関する検討事項

(a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改定原案作業部会において検討がなされたが、更なる検討が必要とされ、ステップ 3 に戻し電子作業部会並びに作業部会で引き続き検討することとなった。

(b) 一次加工食品における加工係数の評価のための K_{ow} (n-オクタノール-水分配係数) の利用に関する討議文書

本件については、討議文書が用意されず、作業を中止することで合意された。

議題 8 : スtockホルム条約に規定される残留性有機汚染物質 (POPs) の外因性最大残留許容量 (EMRL) 及び Codex 残留農薬部会の付託事項 (TOR) に関する討議資料

POPs 物質の EMRL については、これまでに定められた EMRL は引き続き存置、今後新たな EMRL の設定が必要となる作物があることから、EMRL 設定を希望する国は優先リスト作業部会の議長に提案し、適当と判断された場合には JMPR にモニタ

リングデータを提出、リンデンの EMRL については、ストックホルム条約の Annex が本年 5 月に発効することから、各国の取扱が定まってくる次回会合において改めて議論することとなった。

議題 9：OECD で開発された農薬最大残留基準値（MRL）の評価のための計算手法に関する討議文書

OECD における Calculator については、現在改訂版が検討されていることが報告された。この Calculator をより利便性の高いものとするを目的とし、Codex メンバー及び JMPR が開発中の Calculator を試験的に使用した結果を、米国に直接報告することが合意された。

議題 10：コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改定

本件については、定期的再評価を維持することは合意されているものの、「健康に懸念が生じなければ既存の MRL を維持すべきであり、定期的再評価の際に農薬メーカーからのデータ提供がなく評価に必要なデータが不足しているとの理由のみで既存の MRL を廃止することは適切ではない」との基本スタンスを有する途上国と、「15 年も経過すれば安全性に関連する科学的知見や農薬の使用方法も変化していることから、適切なデータや情報に基づく評価を行い、既存の MRL を見直すべき」とする先進国との考え方には依然大きな隔たりがあり、今次会合においても、この点について途上国と先進国との間で議論が繰り返された。

文書構造の議論については、CCGP における本件に関連する議論の結果を待って検討することとし、優先リストの規準や手続き、定期的再評価の手続きなどに関する部分について、提案された討議文書を基に One by One での議論が始められたが、ほとんどの事項について合意に至らなかった。アルゼンチンを議長とする電子作業部会を再度設立し、討議文書の作成過程において合意に至らなかった事項を明確にし、その事項を解決するための提案について議論し、次回会合で議論する討議文書を作成することで合意された。なお、次回会合においては今回いったん合意した箇所も含め、全ての討議文書について再度議論される。

議題 11：Minor Uses 及び Specialty Crops に係る農薬最大残留基準値（MRL）策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

Minor Uses 及び Specialty Crops に関する MRL 策定を促進するため、電子作業部会から出された勧告を進めることが合意された。なお、Codex における Minor Uses 及び Specialty Crops の定義が明確でないことが、本作業に影響を与えているとの指摘があったことから、再度設置された電子作業部会が関連作業に加え定義付けについても検討することが合意された。

議題 12：農薬に関する Codex 優先リストの設定

JMPR における農薬の毒性、残留に関する審議の優先リストについて検討が行われた。JMPR のキャパシティから見て、2011 年及び 2012 年の新規評価並びに定期的再評価の対象物質の数が既に埋まっていることが報告された。

なお、JMPR のキャパシティに関する問題点及び解決策について、米国が討議文書を作成し、次回会合において議論することとなった。

議題 13：その他及び今後の作業

(a) Codex を通じて世界的に調和された農薬最大残留基準値 (MRL) の実現

本件は昨年 of 部会でも米国が提案し、議論の結果、新規作業として取り扱わないことが決定されたものであるが、今次会議では、あくまでも Pilot Project として取り組みの結果を検証することを目的とした作業とすることが提案された。議論の、結果新規作業とすることが合意され、米国が次回執行委員会におけるクリティカルレビュー及び総会での新規作業承認に必要となるプロジェクトドキュメントを作成することとなった。

(b) CODEX STAN 229-1993 及び Codex 規格第 2 巻の様々な箇所の農薬残留に関する参照の分析

Codex MRL の適用部位及び分析部位については、現段階では単独の文書として残し、食品及び飼料の Codex 分類に関する議論の終了を待ってその取扱を再検討することが合意された。

また、分析手法に関する文書の取扱については、分析に関する作業部会において新たに検討することとされた。

(c) その他

JMPR 事務局より、WHO による GEMS Food のデータベースが更新されたこと及び JMPR の毒性に関する専門家候補の募集について紹介があった。

議題 14：次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2011 年 4 月 18 日 (月) ~ 23 日 (土) に、中国北京市にて開催される予定。

(参考)

残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改定案	8	・ 第 33 回総会
MRL 原案及び改定原案	5/8	・ 第 33 回総会
MRL 原案	5	・ 第 33 回総会 ・ 第 43 回 CCPR
MRL の削除が提案された農薬	-	・ 第 33 回総会
ステップ 7 に維持された MRL 案及び原案	7	・ JMPR、第 43 回 CCPR (JMPR の説明による)
ステップ 6 に差し戻された MRL 案	6	・ 2009 年 JMPR ・ 第 43 回 CCPR
食品・飼料分類の改定案：鱗茎野菜、ウリ科野菜を除く果菜類、ベリー類及び小果実類、食用キノコ類、柑橘類、仁果類、核果類並びに油糧種子	7	・ CCPR (他の食品・飼料の見直しの終了後)
食品及び飼料のコーデックス分類の改定原案：ナッツ類、ハーブ類及びスパイス類	5	・ 第 33 回総会 ・ 第 43 回 CCPR
代表作物の選定に関する原則及びガイダンス原案	5	・ 第 33 回総会 ・ 第 43 回 CCPR
附属書における鱗茎野菜及びウリ科野菜を除く果菜類に関する詳細な確認及び代表作物に関する背景情報を含む附属書 2	2/3	・ 電子作業部会 (議長国：オランダ及び米国) ・ 第 43 回 CCPR
残留農薬の測定結果の不確かさの推定の改定原案 (CAC/RCP 59-2006)	3	・ 電子作業部会 (議長国：オーストラリア及び中国) ・ 第 43 回 CCPR

CCPR に適用するリスク分析の原則の改定	手続き マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：アルゼンチン） ・ 第 43 回 CCPR
MRL を設定するためのデータ選定における比率の適用	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案作成（オーストラリア） ・ 第 43 回 CCPR
Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンス	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：オーストラリア、ケニア） ・ 第 43 回 CCPR
分析手法の情報リストのステータス	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：中国） ・ 第 43 回 CCPR
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（定期的に再評価される新規農薬と農薬）	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 回 CAC ・ 電子作業部会（議長国：オーストラリア） ・ 第 43 回 CCPR
JMPR が独立してグローバルジョイントレビューチームと並行してレビューを実施し、各国政府が MRL を策定する前に MRL を勧告するパイロットプロジェクト	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案作成（米国） ・ 第 64 回 CCEXEC ・ 第 33 回 CAC ・ 第 43 回 CCPR
加工係数のための Kow（n-オクタノール-水分配係数）の利用	作業中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 回 CAC

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 4 回汚染物質部会

日時 : 2010 年 4 月 26 日 (月) ~ 4 月 30 日 (金)

場所 : イズミール (トルコ)

議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
3 .(a)	FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項
3 (b)	その他国際機関からの関心事項
4 .	核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
5 .	食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案 (ステップ 4)
6 .	ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)
7 .	堅果中のアフラトキシンの防止及び低減のための実施規範 (ブラジルナッツのための追加措置に関する付属文書) 改訂原案 (ステップ 4)
8 .	トウモロコシ及びその加工品中のフモニシンの最大基準値原案及びサンプリングプラン原案 (ステップ 4)
9 .	ソルガム中のカビ毒に関する討議文書
1 0 .	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
1 1 .	その他の事項及び今後の作業
1 2 .	次回会合の開催日程及び開催地

第 4 回汚染物質部会（CCCCF）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2010 年 4 月 26 日（月）～4 月 30 日（金）

場所：イズミール（トルコ）

2. 参加国及び国際機関

64 加盟国、1 加盟機関、12 国際機関 合計 182 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課国際食品室 室長	日下 英司
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 課長補佐	入江 芙美
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 課長補佐	浮穴 学宗
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 リスク管理専門官	漆山 哲生
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐	浜谷 直史
内閣府 食品安全委員会事務局 評価課 評価専門官	右京 政補
内閣府 食品安全委員会事務局 評価課 技術参与	小山 典子
東京国税局 課税第二部 鑑定官室 鑑定指導室 鑑定官	大江 吉彦
東京国税局 課税第二部 鑑定官室 鑑定指導室 財務技官	藤田 大輔
（独）酒類総合研究所品質・安全性研究部門 主任研究員	橋口 知一

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項

ナチュラルミネラルウォーターの改訂規格

2008 年の総会で暫定採択されたナチュラルミネラルウォーターの改訂規格（CODEX STAN 108-1981）の、「セクション 3 組成と品質関連事項; 3.2 特定の物質についての健康関連の基準」中、定量限界未満とされた、3.2.17 界面活性剤、3.2.18 農薬及び PCB¹類、3.2.19 鉱油、3.2.20 多環芳香族炭化水素（PAH²）について、今年 3 月の CCMAS において分析法が決定されたことを受け、当該基準値について最終的に本部会として採択するかどうか、また、これらの物質を GSCTFF に組み込むかどうかについて議論され、最大基準値を設定する電子作業部会（議長国：米国及びオランダ）を設置し、次回会合で議論することで合意された。電子作業部会への委任事項は以下のとおり。

- ・ 安全性の基準と品質の基準を区別するためのクライテリア作成
- ・ 3.2 の条項中、上記クライテリアに基づき安全性の基準とみなす物質の特定

¹ PCB: Polychlorinated Biphenyl

² PAH: Polynuclear Aromatic Hydrocarbons

- ・ 界面活性剤、農薬及び PCB 類、鉛油、PAH に関して、これらの物質群、あるいは、物質群の中の特定の物質に対する、より適切な最大基準値の検討
- ・ 3.2 の条項内で安全性の基準とされたもの全てを GSCTFF に組み入れるのか、ナチュラルミネラルウォーターの規格に残すかどうかの検討

加工果実・野菜の規格に含まれる汚染物質（鉛及びスズ）（第 62 回執行委員会からの付託事項）

CCPFV において、個別規格に替わり策定された果実・野菜缶詰の一般規格に含まれる汚染物質（鉛及びスズ）の最大基準値に関する GSCTFF 上の取り扱いについて議論され、Schedule I で既に廃止された個別食品規格を参照している部分について、最新の個別規格における対象食品名と一般規格の基準値に置き換えるという修正を加えることについて合意された。鉛については、本年 6 月の第 73 回 JECFA で再評価が予定されていることから、今次部会では議論せずこの評価結果を待って最大基準値の取り扱いを検討することで合意された。

議題 4 . 核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案（ステップ 4）

実施規範原案に対して各国より提出されたコメントを反映させた修正原案がドイツより提示され、これに基づいて討議が行われた。

エチルカーバメート（EC）生成可能性を把握するためのシアンレベルの設定（1 mg/l）について、シアンと EC の量的関係（シアン 1 mg/l から EC 0.4 mg/l が生成する）を踏まえれば、これは、EC の基準値設定と解釈されかねないとの懸念が示されたが、管理のためのシアンレベル設定の有用性を踏まえ、製造過程でのモニタリング値としてのシアンレベルは原案中に残すことで合意された。

この他、銅剤の添加や後留（蒸留の後期に留出する画分。EC が比較的多く含まれる）の扱い等について高度に専門的、技術的なコメントが寄せられ、さらに、文書の基本的な構成にかかる多くの指摘がなされ、今次部会で全て討議し尽くすことが困難となり、ステップ 3 に差し戻し、電子作業部会を設置して（議長国：ドイツ）次回会合用に修正原案を作成することとなった。

議題 5 . 食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案（ステップ 4）

「乳児用調製粉乳については 1 mg/kg、食品（乳幼児用調製粉乳を除く）及び飼料については 2.5 mg/kg」とする最大基準値原案については全般的に賛成が示され、ステップ 5/8 で総会に最終採択を諮ることで合意された。

なお、EU は、承認されている資材等を使用する結果として、食品及び飼料に残留するメラミン濃度が 2.5 mg/kg を超える 3 つの可能性、すなわち 殺虫剤や動物用医薬品としてのシロマジンの使用、容器・包装へのメラミンの使用、不純物としてメラミンを含む尿素関連物質（グアニジノ酢酸、尿素、ビウレット）の飼料添加物・飼料原料としての使用、について除外規定を設けるよう提案し、これらについては

GSCTFF 内の Notes and Remarks に記載することで合意された。

また、多くの国が液体の乳幼児用調製乳については 0.5 mg/kg とする提案を支持したことから、この原案についてはステップ 3 で回付し、次回会合で議論することで合意された。

議題 6 . ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)

ブラジルが提案した最大基準値原案「殻剥き (直接消費用) 10 µg/kg、殻剥き (加工用) 15 µg/kg、殻付き 20 µg/kg」について検討が行われた。

GSCTFF では汚染物質の最大基準値は可食部分に適用することが望ましいとされていること、また、他の堅果 (アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ) については、殻の有無によって異なる最大基準値とはなっていないことから、ブラジルナッツのみについて殻付きについて別個の最大基準値を設定するのは妥当ではない旨の発言が相次ぎ、この結果、殻付きと殻剥きとを区分しての基準値設定は行わないこととし、殻剥きのブラジルナッツについて、他の堅果と同様の「直接消費用 10 µg/kg、加工用 15 µg/kg」とする最大基準値案を、ステップ 5/8 で総会に諮ることで合意された。

議題 7 . 堅果中のアフラトキシンの防止及び低減のための実施規範 (ブラジルナッツのための追加措置に関する付属文書) 改訂原案 (ステップ 4)

本改訂原案については、アフラトキシンの生成を防ぐための安全な水分レベルや乾燥に関する若干の文言修正がなされた上で、ステップ 5/8 で総会に諮ることとなった。

議題 8 . トウモロコシ及びその加工品中のフモニシンの最大基準値原案及びサンプリングプラン原案 (ステップ 4)

ブラジルが提案したフモニシン B1 + B2 に関する最大基準値原案「未加工のトウモロコシ 5 mg/kg、トウモロコシ粉 2 mg/kg、ポップコーン 2 mg/kg、トウモロコシを原料とする乳児向け食品 0.5 mg/kg、トウモロコシを原料とする朝食用シリアル・スナック・チップス 1 mg/kg」について検討が行われた。

複数の国が、原案の数値は高すぎるとしてとして、各食品に、より低い基準値を設定すべきと主張し、様々な数値が提案されたが、結局、JECFA の再評価 (2011 年 6 月の予定) が出るまでは議論を中断し、来年 3-4 月に予定されている次回会合では議題としないこととなった (本作業は 2012 年の第 6 回会合で再開される見通し)。

議題 9 . ソルガム中のカビ毒に関する討議文書

チュニジアが討議文書を用意することになっていたが、本部会に提出されなかったため、実質的な議論は行われなかった。スーダンがチュニジアからの作業を引き継ぎ、ソルガムを汚染するカビ毒及び産生菌とそのソルガムの汚染実態に焦点を当てた討議文書を次回会合までに準備することで合意された。

議題 10 . JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

「JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト」に関する会期中作業部会（議長国：オランダ）からの提案を受けて、フモニシン、3-MCPD エステル、青酸グリコシドをリスト中に維持し、フモニシンと 3-MCPD エステルを high priority とすることで合意された。

なお、今回の会期中作業部会では、新たな試みとして、第 72 回 JECFA 及びその他の専門家会合の結果を受けて、本部会として何を実施すべきかについても議論が行われた。作業部会では、時間の関係上、JECFA で評価された 6 物質のうち 3 物質（アクリルアミド、ヒ素、DON）についてのみ議論が行われたことから、本部会でもこの物質について今後の対応について検討した。なお、今回の作業部会で議論できなかった物質もあることから、次回会合会期中の優先評価リストに関する作業部会においても、今回と同様、本部会としての対応についての議論がなされる見通しである。

汚染物質部会（CCCCF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案	5/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国政府 ・ 第 33 回総会
ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案		
堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範(ブラジルナッツのための追加措置に関する付属文書)改訂原案		
メラミンの最大基準値原案(液体乳幼児用調製乳)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国政府 ・ 第 5 回 CCCC
核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国政府 ・ 電子作業部会（議長国：ドイツ） ・ 第 5 回 CCCC
トウモロコシ及びその加工品中のフモニシンの最大基準値原案及びサンプリングプラン原案	4	-
穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）及びそのアセチル体に関する最大基準値原案（新規作業）	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 回総会 ・ 電子作業部会（議長国：カナダ） ・ 各国政府 ・ 第 5 回 CCCC
乾燥イチジク中のアフラトキシンの最大基準値原案	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 回総会 ・ 電子作業部会（議長国：トルコ） ・ 各国政府 ・ 第 5 回 CCCC
JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国政府 ・ 第 5 回 CCCC
ナチュラルミネラルウォーターの改訂規格（CODEX STAN 108-1981）における特定の物質についての健康関連の基準規定の承認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：アメリカ） ・ 第 5 回 CCCC
ソルガム中のカビ毒に関する討議文書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーダン ・ 第 5 回 CCCC
コメ中のヒ素に関する討議文書	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：中国） ・ 第 5 回 CCCC
新たな手法に基づくリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：アメリカ） ・ 第 5 回 CCCC

文書		
ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書	-	<ul style="list-style-type: none"> • 電子作業部会（議長国：ガーナ） • 第 5 回 CCCF
食品中のフランに関する討議文書	-	<ul style="list-style-type: none"> • 電子作業部会（議長国：アメリカ） • 第 5 回 CCCF
食品及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する討議文書	-	<ul style="list-style-type: none"> • 電子作業部会（議長国：オランダ） • 第 5 回 CCCF
GSCTFF の修正	-	<ul style="list-style-type: none"> • 電子作業部会（議長国：EU） • 第 5 回 CCCF

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回食品表示部会

日時 : 2010年5月3日(月)～5月7日(金)

場所 : ケベック(カナダ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
(a)	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案（ナトリウム（食塩）に関する電子作業部会の取りまとめ結果）(ステップ4)
(b)	義務的栄養表示に関する討議文書
(c)	栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案（ステップ4）
(d)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書
5.	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの他の製品への使用の追加(ステップ7)
(b)	ガイドライン見直しの体系的な方法に関する討議文書
6.	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示
(a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ7）
(b)	遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について（ステップ4）
7.	包装食品の表示に関する一般規格のコーデックス国際ナンバリングシステムへの整合

8.	包装食品の賞味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正
9.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
10.	偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書
11.	エネルギードリンクの誤解を招く名称について（ナイジェリアからの提案）
12.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
(a)	スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅を付属書 2 表 2 に追加する新規作業提案
(b)	有機養殖漁業に関する新規作業提案
(c)	新規作業
13.	報告書の採択

第 38 回食品表示部会 (CCFL) の概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2010年5月3日(月)～5月7日(金)

場所：ケベック(カナダ)

2. 参加国及び国際機関

61 加盟国、1 加盟機関(EU)、25 国際機関(合計 251 名)が参加

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課 課長	相本 浩志
消費者庁食品表示課 課長補佐	江島 裕一郎
消費者庁食品表示課 衛生調査官	芳賀 めぐみ
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	渡辺 裕子

テクニカルアドバイザー

財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
-----------------	-------

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 4 FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について

(a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案(ナトリウム(食塩)に関する電子作業部会の取りまとめ結果)(ステップ 4)

ナトリウム(食塩)に関する電子作業部会の議長国であるニュージーランドからナトリウム(食塩)について同意が得られなかったことが報告された後、ナトリウム(食塩)、トランス脂肪酸、添加糖類(added sugars)及び食物繊維について議論が行われ、ステップ 5 として、第 33 回総会に諮ることが合意された。

個別の栄養素の議論は以下の通り。

ナトリウム/食塩

食塩と表示すべきとする国と、ナトリウムと表示すべきであるとする国、ナトリウムと食塩相当量を併記すべきとする国とで意見が分かれ、合意には至らず、総会には保留を示す括弧書きのまま諮り、今後はニュージーランドを議長国とする電子作業部会において検討を行うこととされた。

トランス脂肪酸

トランス脂肪酸の対策は必ずしも表示に限定されるものではないとの理由からト

ランス脂肪酸の記載を支持しない国に対し、すでに義務表示を行なっている米国等からは、WHOの世界戦略においても重要な要素であり、飽和脂肪酸とともに義務的な表示を行なうべきであり、表示の効果が得られているとの意見が出された。議論の結果、栄養表示ガイドライン(CAC/GL2-1985)の第3.2項3.2.1.2改定案の常に表示される栄養成分リスト(以下「リスト」という)から削除し、第3.2.1.4項の注釈部分にトランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある旨を記載することで合意された。

添加した糖類

ノルウェー等が、表示の必要性を支持したが、WHOから表示の目的としては、added sugarsではなくtotal sugarを推奨しているとの助言があった。added sugarsと原材料にもともと含まれる糖分を区別できる検出法はなく、実効性を持たせることが困難であることから、多くの国からも、added sugarsではなく、total sugarsで表示すべきとの意見が出され、最終的には、常に表示されるリストに加えないことで合意された。

食物繊維

食物繊維は、健康にとって重要であることからリストに加えるもしくは、注釈部分に盛り込むべきとの意見が出されたが、国レベルでの対応が可能であるとして、最終的には、リストに加えないことで合意された。

(b)義務的栄養表示に関する討議文書

栄養表示の義務化に伴う費用と利益、義務表示が果たす役割、表示を義務化する食品等について、これまでの議論を踏まえ、電子作業部会で議長国を務めたオーストラリアが討議文書を取りまとめた。本部会で討議文書の内容が議論され、各国政府が、義務的あるいは任意の栄養表示制度を導入する際に参照できるよう修正された討議文書を部会報告書の添付文書にすることが合意された。さらにFAO/WHOがこの討議文書を栄養表示に関する制度を作る際に利用することを勧めることについて同意した。

(c)栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案(ステップ4)

栄養表示ガイドライン中に設ける栄養表示の読みやすさに関する新たなセクションについて電子作業部会で議長国を務めた米国が原案を説明し、様式、最小フォントサイズを決めるかどうか、除外規定等について部会において議論された。他のガイドラインとの整合性をとるべきなどの意見もあったが、各国の意見に基づき原案に訂正を加え、最終的にはステップ5/8へ進め、第33回総会に諮ることで合意された。

(d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書

WHO の世界戦略で特定された食品原材料である果実、野菜、豆類、穀類、ナッツ及び糖類(free/added sugars)、ナトリウム(食塩)について、これらの食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書案が電子作業部会の議長国を務めたノルウェー及びカナダより説明され、部会において議論された。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン(CAC/GL 23-1997, Rev.2004)における、健康強調表示や食事ガイドライン或いは健康的な食事に関連した強調表示を更に促すためのガイドラインの策定」に関する新規作業の提案については、合意されなかった。

「標準化されたシンボルマークの使用等」については、必要性を否定するわけではないが、議論に入るだけの条件が整っていないことから、見送ることとなった。

「糖類または食塩の無添加の栄養成分強調表示の追加」に関する新規作業提案及び「添加糖類やナトリウムの明示的な比較強調表示の追加」に関する新規作業提案については、CCNFSDU に検討を求めて回答されたトランス脂肪酸と飽和脂肪酸に関する強調表示の基準作成作業も含め、部会期間中にカナダ、ノルウェーが作成したプロジェクトドキュメントについて再度検討され、報告書の付属文書(APPENDIX)とされ、カナダを議長国とする電子作業部会、物理的作業部会でこの作業が検討されることとなった。

「世界戦略で特定された成分等の定義」に関する新規作業提案については、合意されなかった。

議題 5 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

(a) エチレンの他の製品への使用の追加(ステップ 7)

エチレンの使用目的として、熱帯果実の追熟、ミバエ被害防止のためのかんきつ類の成熟、玉ねぎ及びばれいしょを貯蔵する際の発芽抑制及びパイナップルの開花誘発を追加することが各国から提案された。特に と について、多くの熱帯諸国が主に経済的な効果を理由として有機ガイドラインへの追加を支持した。

については、キウイフルーツ追熟のためのエチレンの使用が提案された際に提出されたデータを他の熱帯果実にも適用し、追加することができるという意見もあったものの、有機の信用性を保つために使用可能資材の用途拡大には妥当な根拠が必要だという理由で、今回合会で追加することはせず、熱帯果実に限らずすべての果実の追熟目的でのエチレンの使用について、電子作業部会で検討することとなった。

また、セクション 5.1 のクライテリアは付属書 2 へ資材を追加する際の指標であり、付属書 1 への追加には適用されないという見解が議長から示された。このため、付属書 2 への追加が検討される 及び 並びに議題 12(a)で提案されている 3 資材については、別途、議題 5 (b)で提案されている電子作業部会で検討することとなった。また、については、EU が必要な根拠を作成することとなった。

(b) ガイドライン見直しの体系的な方法に関する討議文書

米国が討議文書を作成したものの、特に4年サイクルでの見直しは受入困難だと他国に指摘されたこと及び討議文書で修正することが提案されたセクション8（ガイドラインの継続的見直し）はその削除が前回会合で合意されていたことから、米国が改めてEUと共同で議場配布文書を作成し、提案内容が差し替えられた。新たな提案は、付属書2への資材の追加について、電子作業部会を活用し、2年サイクルで検討する仕組み。また、電子作業部会の任務は、第38回会合の議題5(a)及び12(a)で提案された資材の付属書2への追加の検討、セクション5.1のクライテリアを満たすために不足しているデータの収集、提案された資材が付属書2に含まれるべきかの第39回会合への提案及びこの仕組みの有用性の部会への報告になり、に基づき今後ともこの仕組みを続けるかが検討されることとなった。

また、セクション8及びセクション8に言及しているか所の有機ガイドラインからの削除が合意された。

議題6 遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示

a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ7）

包装食品の表示に関する一般規格の修正案（ステップ7）について、日本より、バイオテクノロジー、遺伝子組換え生物の定義に関する修正案を文書で提出し、検討が行われ、EU諸国、ブラジル、ケニア、消費者団体などより多くの支持が表明されたが、米国、アルゼンチン、コスタリカ等より定義について、すでに他の原則文書で定義されていることから、改めて定義する必要はないと主張がなされ、米国より、バイオテクノロジーに関する説明を注釈部分に示す案も示されたことから、ステップ6に戻し、次回部会までに、日本の修正案をもとに、各国の意見を求めることとされた。

b) 遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について（ステップ4）

EU諸国、シンガポール、ガーナ、ケニア、韓国等より作業継続を希望する旨が表明された一方、米国、アルゼンチン、ドミニカ、メキシコ等より作業中止を希望する旨が表明された。議長より、作業継続する旨が言い渡され、すでに示されているブラジル案（表示規制は各国において異なることを示すこと）、アメリカ案（遺伝子組換え作物が他の作物と異なることを想起することを目指すものではないこと）をもとに検討されたが、ブラジル案、アメリカ案ともに支持する国が拮抗した。このため、議長より、昼休み中に文案を作成する非公式ミーティングが提案され、このミーティング中に検討がなされ、「遺伝子組換え食品に関する表示制度は各国で異なっているが、本文書は、既存のコーデックス文書で遺伝子組換え食品の表示に関する重要な要素を編纂することのみを目的としている。この文書は、遺伝子組換え食品が、その生産方法を理由に、他の食品と異なっていることを想起させることを目指しているわけではない」との冒頭文案が示さ

れ、ステップ3としてこの文案、議長が提案したブラジル案の修正案について、各国のコメントを求め、次回部会までにガーナを議長国とし、EUがサポートする物理的作業部会（ブリュッセルで開催予定）で検討されることとされた。

議題7 包装食品の表示に関する一般規格のコーデックス国際ナンバリングシステムへの整合

包装食品の表示に関する一般規格の添加物の用途からのacidの除外、添加物の用途を示す言葉としてclass titlesをfunctional classesに修正すること、添加物の新たな用途を含める際に必要なこと及び現在の添加物の用途名のリストをわかりやすくするための改善について検討が行われ、若干の修正ののち合意された。

議題8 包装食品の賞味量表示に関する OIML の勧告に沿った包装食品の表示に関する一般規格の修正

討議文書の修正には時期尚早というOIMLの提案を受け、本議題の議論は次回会合まで延期された。

議題9 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

本議題は、本部会の議題には残るものの、他部会のスケジュールの関係で、今回部会で電子作業部会の設置及びそのTerms of referenceについての議論が行われ、詳細な議論については、第39回部会まで延期し、作業を継続することで合意された。

議題10 偽装有機食品の疑いがあるときの権限当局による情報交換に関する討議文書

有機市場の拡大に伴い偽装有機食品が増えてきているが、「輸入食品の拒絶に係る関係国間の情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 25）」にはデータベースの活用、認証機関同士の情報交換及び最終的な輸入国との情報交換という観点で不足しており、FAOによる有機権限当局のリスト化並びに有機ガイドラインについての食品輸出入検査認証制度部会（CCFICS）文書への参照の追加及びセクション6（検査・認証制度）の修正がEUから提案された。

「輸入食品の拒絶に係る関係国間の情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 25）」を作成したCCFICSにおいて検討すべきとの意見に基づき、CCFICSに見解を求めることとなった。このため、EUが作成した討議文書について各国からコメントを集め、次回会合で質問を取りまとめ、次回CCFICSにおいて議論されることとなった。

議題11 エネルギードリンクの誤解を招く名称について（ナイジェリアからの提案）

資料が提出されなかったことから、議題から削除された。

議題 12 その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地

(a) スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅を付属書 2 表 2 に追加する新規作業提案

前述のとおり、議題 5 (b) で提案された電子作業部会で検討することとなった。

(b) 有機養殖漁業に関する新規作業提案

有機養殖の基準は世界的にまだあまり普及していない中で、現時点での基準作成は時期尚早との意見が出されたものの、他の多くの国が新規作業とすることを支持した。議長の意見により作業予定が若干後ろ倒しされた上で新規作業として総会へ提案することが合意された。

(c) 新規提案

・ NRVs の定義に関する新規作業 (CCNFSDU から回答をうけて行う作業)

プロジェクトドキュメントにより提案された内容で作業を始めることで合意された。また、カナダから、CCNFSDU から回答をうけた NRVs の定義について日本がかねてから主張していた提案と同様に INL98ではなく、EARを用いるべきではないかとの意見が出されたが、CCNFSDUでの合意のもとに回答されたものであることから、今回の部会で修正案を検討することは難しいとされた。

・ 食品及び食品原材料に「天然」の文言を使用する際の定義に関する新規作業 (国際天然ガム開発連合からの提案)

各国からの同意が得られなかったことから、作業を行わないことで合意された。

次回会合の日程及び開催地

第 39 回 CCFL は、2011 年の 5 月 9 日から 13 日に、カナダのケベックで開催される予定である。

(参考)

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案	5	第 33 回 CAC 電子作業部会（議長国：ニュージーランド）
栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案	5/8	第 33 回 CAC
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン 付属書 1 及び 2（エチレンの他の製品への使用の追加）	7	第 39 回 CCFL
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン 付属書 2（スピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加）	-	第 39 回 CCFL
遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示 a)包装食品の表示に関する一般規格の修正案	6	第 39 回 CCFL
b)遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について	4	第 39 回 CCFL 物理的作業部会（議長国：EU 及びガーナ）
有機養殖漁業に関する新規作業	-	第 33 回 CAC

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 19 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2010 年 8 月 30 日 (月) ~ 9 月 3 日 (金)
 場所 : バーリントン (米国)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3 .	FAO / WHO からの関心事項
4 .	動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和 (VICH) を含む OIE の活動報告
5 .	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 7)
6 .	食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書
7 .	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
8 .	ADI の設定及び MRL 提案に係る現行プロセスに関連して考慮される要因
9 .	ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告
10 .	ハチミツ中の動物用医薬品に関する討議文書
11 .	水産動物製品及び水産由来食品における残留管理のためのサンプリングプランに関する討議文書
12 .	その他の事項及び今後の作業 (a) CCRVDF における現在の問題点及び解決策
13 .	次回会合の日程及び開催地
14 .	報告書の採択

第 19 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）の主な検討議題

日時：2010 年 8 月 30 日（月）～9 月 3 日（金）

場所：バーリントン（米国）

主要議題の検討内容

議題 5 . 動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の検討（ステップ 7）

前回会合でステップ 5 に進められたナラシン及びチルミコシンの MRL 案について、今次会合で検討が行われる予定である。ナラシンについては、EU から成長促進目的での使用及び薬剤耐性増加の可能性の懸念についてコメントが提出されているが、安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対応したい。

ナラシン

前回会合において、鶏についてはステップ 5/8 に進めることで合意されたが、牛及び豚については、EC より検討のための時間が必要との指摘を踏まえ、MRL 案をステップ 5 に進めることで合意された。

チルミコシン

牛、豚及び羊については、既に MRL が設定されている。前回会合において、鶏及び七面鳥の MRL 案について議論され、EC より、EC の ADI 及び暴露量の計算方法で ADI 比が 313%になるためステップを進めないことが提案されたが、新しいデータがないことから、MRL 案はステップ 5 に進めることで合意された。

議題 6 . 食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書

前回会合において、JECFA より提供された分析法を評価するための討議文書、一斉分析法の性能特徴(performance characteristics)の策定に関するガイダンスについて、英国及びカナダ主導の電子作業部会において検討し、今次会合で議論することが合意された。

本件については情報収集に努めるとともに、我が国の分析法の開発及び使用の現状を踏まえ、適宜対応したい。

議題 8 . ADI の設定及び MRL 提案に係る現行プロセスに関連して考慮される要因

前回会合において、動物用医薬品の MRL 設定に関する事項について議論さ

れ、フランス主導の電子作業部会において、EDI アプローチ、ADI の 100% 使用、フードバスケットの内容及び動物用医薬品最大残留基準値(MRLVD)設定手順における可能な変更事項に係る概要に関する討議文書を作成し、今次会合で議論することが合意されたもの。

本件については、消費者の健康保護の観点から適切な MRL 設定プロセスとなるよう情報収集に努めるとともに、我が国の MRL 設定の現状を踏まえ、適宜対応したい。なお、本件については、今次会合の直前に物理的作業部会が開催される予定である。

議題 9 . ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する 勧告

前回会合において、「人の健康への懸念から ADI / MRL を設定していない動物用医薬品」と「人の健康リスク評価に必要な情報の不足により未だ ADI または MRL が設定されていない動物用医薬品」のリスク管理に関する勧告案策定のための新規作業のスコープ、既に JECFA が評価を終了している動物用医薬品に対するリスク管理方法の提案、コーデックス基準設定過程でリスク管理勧告を行うための手続き手法について、米国主導の電子作業部会において検討し、今次会合で議論することが合意された。

今次会合では、上記電子作業部会で取りまとめられた文書について検討が行われる予定である。本電子作業部会には我が国も参加したところであり、提案したコメントが概ね反映されていることから、本リスク管理に関する勧告手続きが早期に策定されるよう対応したい。